

令和7年9月22日
奈良県広域水道企業団

五條市賀名生北浄水場系給水地区の水質基準超過(塩素酸)について

下記の通り、五條市賀名生北浄水場系給水地区の水道水において、塩素酸が国の定めた水質基準値を超える濃度で検出されました。今回検出された濃度は、小児が1か月間飲み続けても健康に影響がないとされる濃度(亜急性参照値:3 mg/L)を下回っていますが、ご心配な方は念のため飲用をお控えください。

対象地区のお客様にはご心配をおかけし深くお詫びするとともに、再発防止に努めてまいります。

記

1. 発生地域

賀名生北浄水場配水エリア(五條市西吉野町湯塩・屋那瀬・江出・滝・老野・神野)
影響戸数:最大約 139 戸

2. 事案の概要

令和7年9月19日(金)に実施した水道水の定期水質検査において、水質基準値を超過していることが判明しました。

(1) 浄水場

賀名生北浄水場(五條市西吉野町黒淵)
塩素酸 測定値 0.70 mg/L (水質基準値 0.6mg/L)

(2) 採水日

令和7年9月18日(木)

(3) 対応

浄水処理薬品の交換及び配水池・水道管内の水の入れ替え作業を実施済み

3. 発生の原因と再発防止策

塩素酸は、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムが変化して生成される物質です。本事案の原因は、気温上昇による影響と推測されます。

ただちに、浄水処理薬品を交換するとともに、配水池および水道管内の水の入れ替え作業を実施しました。再度、水質検査を実施する予定です。

引き続き、原因の詳細を調査するとともに、その再発防止策を講じてまいります。

お問い合わせ先
奈良県広域水道企業団 五條事務所
電話番号:0747-22-4001